

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第36号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札又は開札の取消し又は延期)</p> <p>第18条 契約担当者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に 関し不正行為がある等により競争入札の実効がないと認められ、若しくは <u>そのおそれがあると認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は</u> 延期することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(入札又は開札の取消し又は延期)</p> <p>第18条 契約担当者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に 関し不正行為がある等により<u>明らかに</u>競争入札の実効がないと認められる 場合には、入札又は開札を<u>取消し</u>、又は延期することができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。